

黒石市教育委員会告示第3号

黒石市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和2年3月30日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示

黒石市就学援助事業実施要綱（平成21年黒石市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「就学援助費」の次に「（給食費を除く。）」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

別表第1中

「

- | | |
|---------------------------------|---|
| (1) ミルク給食実施校については、
学校が給付する牛乳 | を |
| (2) 完全給食実施校については給食
に係る食材一式 | |

」

「

黒石市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和元年黒石市条例第4号）及び黒石市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和2年黒石市	に
--	---

」

規則第3号) に基づく学校給食費の
全額

改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。